

## 緊急時における災害応急工事等に関する協定

鈴鹿市(以下「甲」という。)と鈴鹿災害防止協力会(以下「乙」という。)は、甲に災害が発生し、又は、災害の発生のおそれがある場合、鈴鹿市災害対策本部より依頼をうけることにより、災害応急工事及び、災害応急資機材の調達運搬(以下「災害応急工事等」という。)が、迅速、円滑に実施されるために次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は甲の管理する道路、河川等の公共土木施設に災害が発生、又は災害の発生するおそれのある際に、甲と乙が協力し連絡調整を図り、速やかに災害応急工事等を実施し、災害の防止、機能の確保及び回復を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この協定において「災害応急工事」とは災害の発生・誘発のおそれがある場合、及び緊急物資や極度に危険を伴わない応急作業に係る人員輸送ルート確保等、緊急に対策が必要な場合における災害予防工事、仮復旧工事及び仮設工事等とする。

- 2 「災害応急資機材」とは、甲が行う災害応急工事において必要な資機材をいい、「調達・運搬」とは、確保された災害応急資機材を甲の指定した場所まで運搬することをいう。

### (協力要請)

第3条 甲は、災害応急工事等を実施する必要がある際は、乙に協力を要請するものとする。

- 2 乙は前項の要請があった際は、災害応急工事等の実施について甲に協力するものとする。

### (緊急連絡応援体制)

第4条 甲及び乙は、協力要請や情報共有のため、予め緊急連絡応援体制を確立するものとする。

- 2 甲及び乙は前項の体制に変更が生じた場合、相互間において速やかに修正を行い体制の確立を図るものとする。

### (災害応急工事等の実施)

第5条 乙は甲の指示に従い災害応急工事等を速やかに実施するものとする。

- 2 第3条により甲の要請する災害応急工事等の内容は以下のとおりとする。
  - 一 公共施設状況及び緊急輸送道路状況の調査
  - 二 崩土、倒木等の交通障害の除去
  - 三 災害予防措置
  - 四 増破防止措置

- 五 予防工事・仮復旧及び仮設工事
- 六 建設機械、機材、土嚢、バリケード、保安灯、運搬車両等の確保及び運搬
- 七 その他必要な措置

(費用の精算)

第6条 甲は、第3条の協力要請に要した費用について、第5条において実施された内容を確認し三重県の積算基準等に基づき積算し、「鈴鹿市契約規則」並びに「工事関係の契約に伴う関連事務手続きについて」により執り行うものとする。

但し、市民への配布を目的として土嚢を作製又は使用した場合は、甲へその費用を請求しないものとする。

(従事者の災害補償)

第7条 第5条の規定に基づき、災害応急工事等に従事したものが、当該業務より負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、「労働者災害補償保険法」(昭和22年法律50号)により行うものとする。ただし、労働者災害補償保険法が適用されない場合は、「鈴鹿市消防団員等公務災害補償条例」(昭和41年9月30日条例第21号)により行うものとする。

(協定の有効期間)

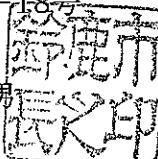
第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。但し、期間満了の日から30日前までに、甲、乙がこの協定を終了させる意思表示がない場合は、期間満了の翌日から起算して1年間この協定を更新するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定の定めのない事項及び協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成**21**年**8**月**18**日

甲 鈴鹿市神戸一丁目18番<sup>18号</sup>  
鈴鹿市  
鈴鹿市長 川岸 光男 

乙 鈴鹿市国分町16-1  
鈴鹿災害防止協力会  
代表 衣笠 忠行 